高圧ガス保安法について

－権限移譲・高圧ガス事故・法令改正－

2025.7.25　川崎市消防局予防部保安課

目次

1　権限移譲について
2　高圧ガス事故について
3　法令改正について

権限移譲について

権限移譲後の手続など

- 県の**許可**、**届出受理等**⇒**権限移譲後も有効**
  (改めて許可申請等は必要ない)

- **保安係員**、**監督者名簿**⇒**市に引き継ぐ**
  (変更なければ選任届出は必要ない)

- **委任状**⇒**市に引き継ぐ**
  (変更なければ選任届出は必要ない)

権限移譲後の手続など

- **危害予防規程⇒変更届出**が必要
  ⇒緊急時連絡先、諸手続先が記載されています。
  ⇒併せて保安教育計画等の見直しを推奨します。

権限移譲について　Q&A

Q 横浜市・川崎市から「申請の手引き」等は発行されるのか。

A 横浜市・川崎市と統一的な手引きがＨＰに掲載されています。

Q 県での指導内容や法の解釈等の情報は共有されるのか。

A 県の指導や解釈等は共有し、原則引き継ぎます。
しかし、内容によっては、市からの指導が入ることも考えられます。

Q これまで県基準を遵守してきたが、権限移譲により市基準が示されるのか。

A 改めて市基準は示されません。これまで通り県基準（県行政指導指針・県耐震設計基準等）を遵守してください。

権限移譲について　Q&A

Q 手数料額は変わるのか。

A 変わりません。

Q 手数料の支払い方法は変わるのか。

A 県の証紙は使用できません。

横浜市：窓口納付の場合は、保安課が作成する納付書により納付し、オンライン（電子申請）の場合は、クレジットカード若しくはペイペイによる納付となります。

川崎市：現金による窓口納付か、オンライン手続きによるクレジットカードでの納付となります。

※オンライン決済は領収証は発行されません。

権限移譲について　Q&A

Q 令和７年１月に、１年分の保安検査手数料を一括して神奈川県に納付した。これから受検する保安検査はどのような扱いになるか。

A 令和７年４月以降の保安検査は、横浜市・川崎市で実施していますので、横浜市・川崎市の担当者と日程調整等を行い、保安検査を実施してください。また、一括納付した保安検査手数料については、神奈川県と横浜市・川崎市の間で引き継いでいますので、再度の納付は必要ありません。

Q コンビ則の窓口は、横浜市・川崎市だと思うが、一般則については県のままか。

A 一般則についても市に移譲されます。

権限移譲について　Q&A

Q 休日夜間に高圧ガス事故が発生した場合には、速やかに連絡した方が良いのか。

A 原則、翌開庁日に高圧ガス担当宛てご連絡ください。ただし、人的被害及び火災危険等があり緊急を要する場合は、１１９番通報してください。

高圧ガス事故について

異常現象と高圧ガス事故

例：漏えい事案が発生した場合…

1 石災法の規制を受ける特定事業所で危険物の漏えいが発生

⇒「**異常現象**」

2 高圧法の適用を受ける施設（コンビ則では特定製造事業所）で高圧ガスの漏えいが発生

⇒「**高圧ガス事故**」

3 特定事業所かつ特定製造事業所で高圧ガスの漏えいが発生

⇒「**異常現象**」かつ「**高圧ガス事故**」

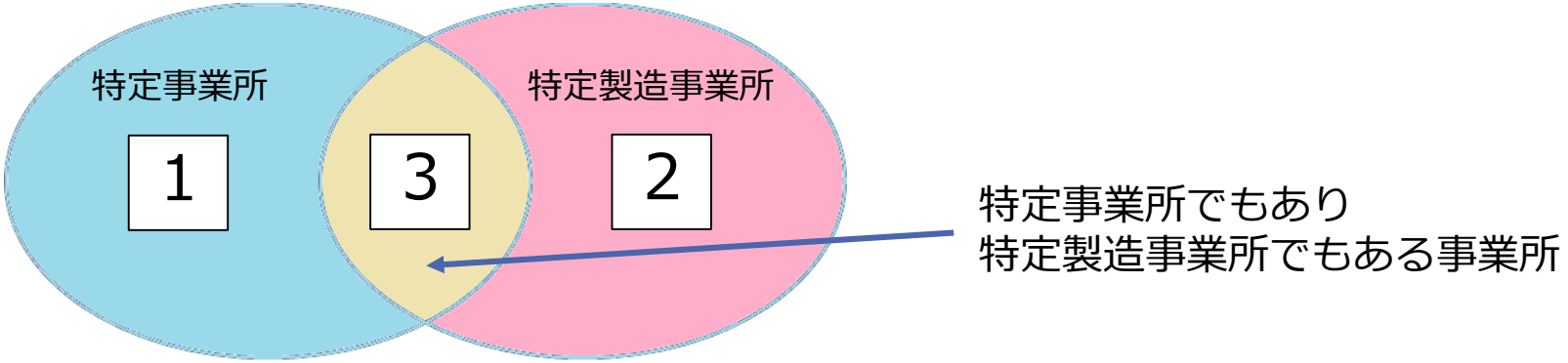

★注意★

異常現象⇒発見時に漏えい箇所が特定され、既に漏えいが停止しているものなどについては、非該当となる場合があります。

高圧ガス事故⇒漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、締結部などからのカニ泡程度の漏えいの場合、高圧ガス事故非該当になる場合があります。

高圧ガス事故等とは

高圧ガス事故等

高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等

① 爆発
② 火災
③ 噴出・漏えい（一部除外あり）
④ 破裂・破損等
⑤ 喪失・盗難
⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充塡した容器が危険な状態となったとき。
⑦ その他

➡ 具体的には「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」に定義

※関係法令・危険時の措置及び届出（法第36条第２項）
・事故届（法第63条第１項）

高圧ガス事故発生状況

高圧ガス災害事故発生状況　（県）

（※　容器の盗難・喪失を含まない集計）

令和４年度にコンビナート事業所で判明した高圧ガス事故の未届事案を追加

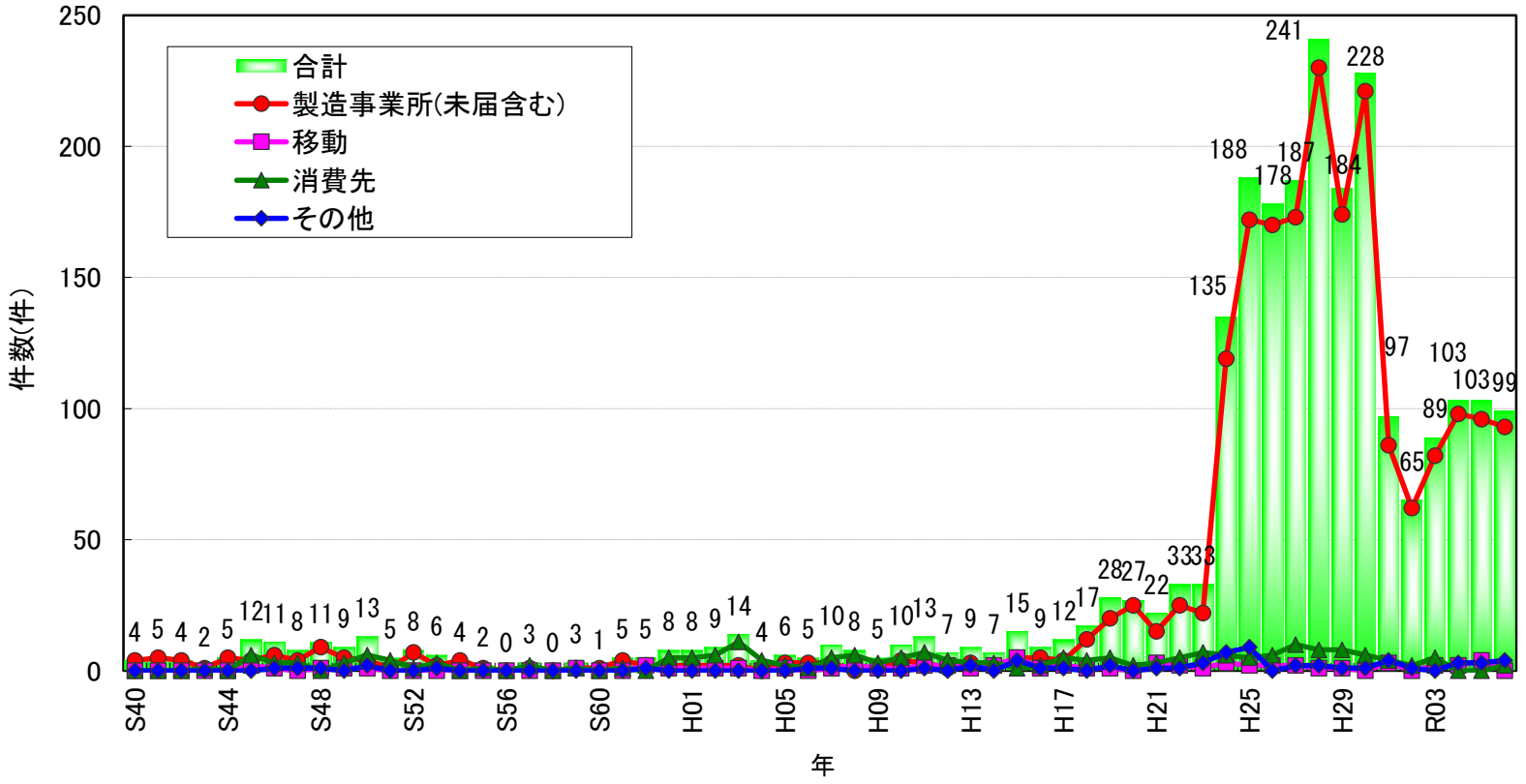

令和７年１月８日集計　（速報を含むため、変動の可能性あり）

高圧ガス災害事故発生状況　（県）

（※　容器の盗難・喪失を含まない集計）

令和４年度にコンビナート事業所で判明した高圧ガス事故の未届事案を追加

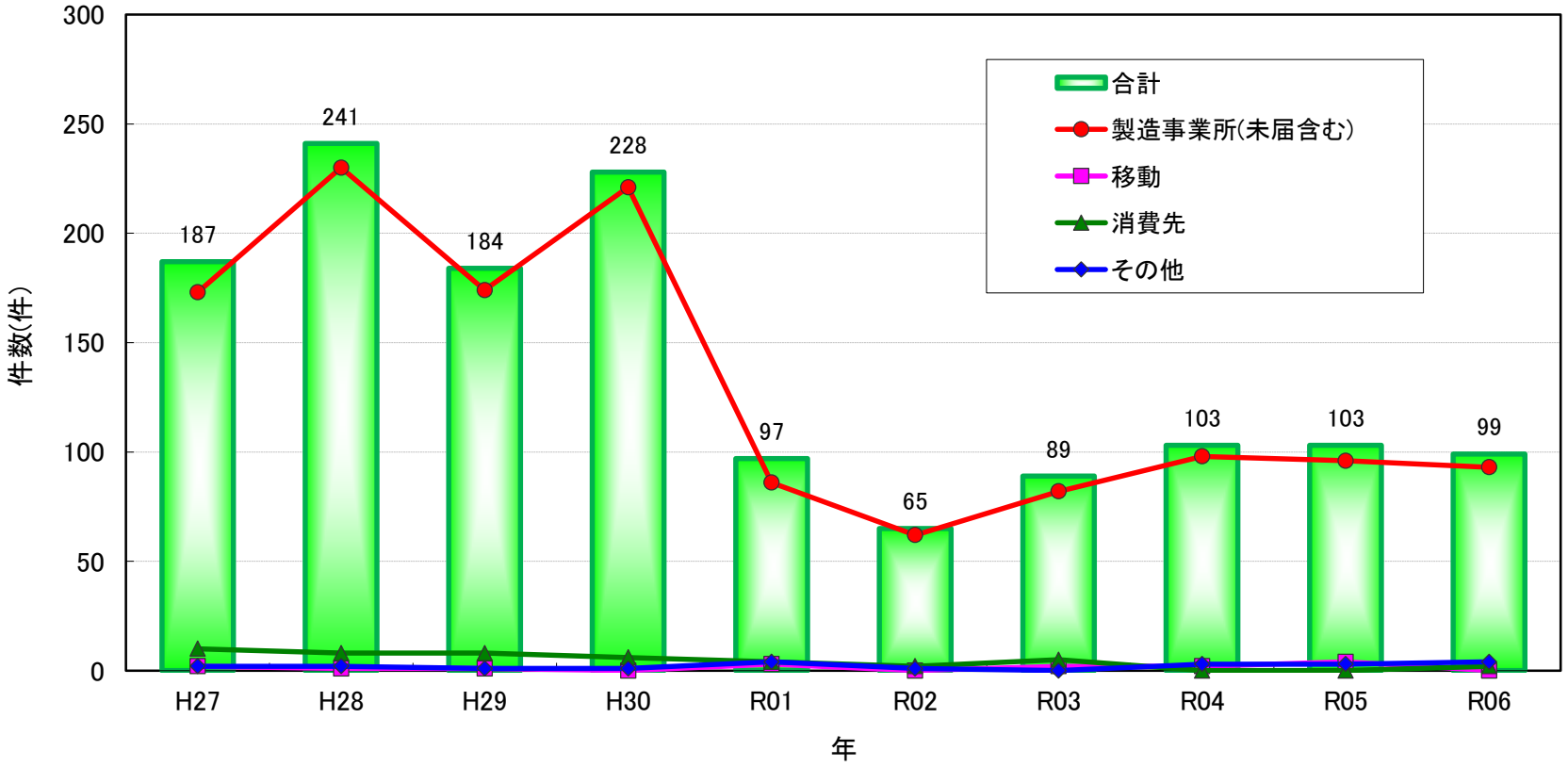

令和７年１月８日集計　（速報を含むため、変動の可能性あり）

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

高圧ガス災害事故発生状況　（製造事業所）

（※　容器の盗難・喪失を含まない集計）

[全国集計]

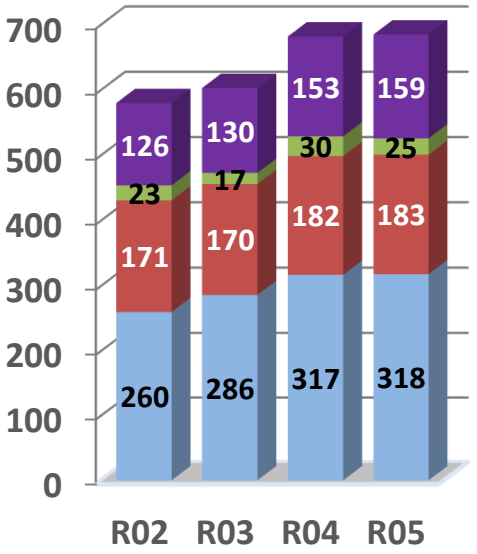

[県集計]

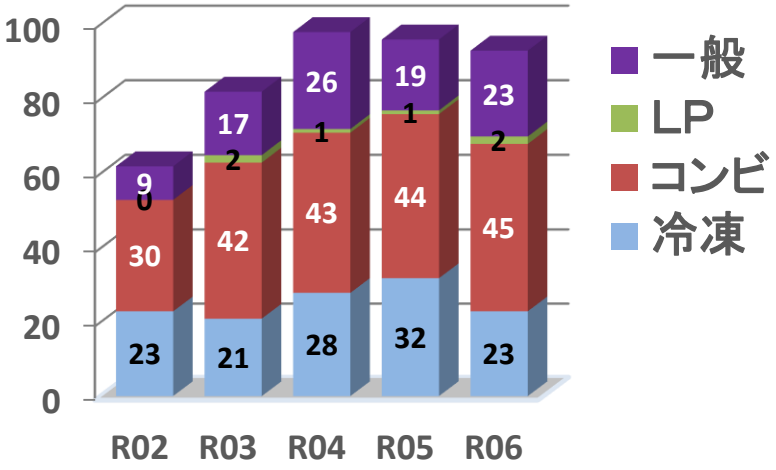

◎ 県内事業所においては、**コンビ則**に係る事故割合が多い
◎ 製造事業所の事故件数は、令和２年の減少後に増加し、概ね同程度で推移

左図：「高圧ガス関係事故集計　令和６年９月末　高圧ガス保安協会より」

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

令和６年 災害事故施設の設置年数（県）

（※　容器の盗難・喪失を含まない集計）
（※　調査中を除く）

20年以上経過している設備が６割以上

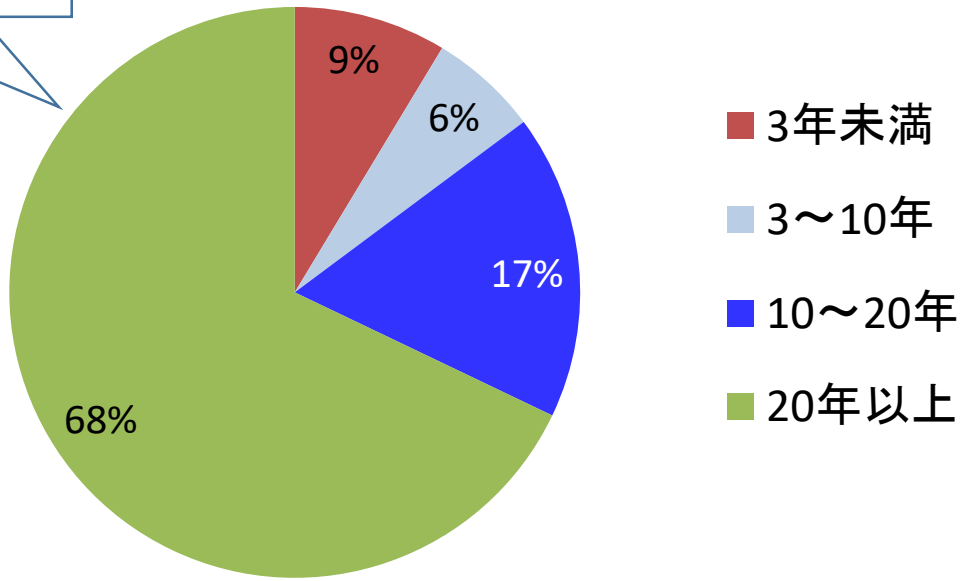

◎老朽化している設備での高圧ガス事故が多い（**コンビ則適用施設**等）
◎一般則適用施設では、設置経過年数が浅い施設でも高圧ガス事故が発生

令和７年１月８日集計　（速報を含むため、変動の可能性あり）

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

令和６年高圧ガス事故　事故種類別件数

	事故の種類	発生件数*	負傷者の発生状況
高圧ガス関係事故	爆　発	０	０
	火　災	５	０
	噴出・漏えい	８８	３
	破裂・破損	４	２
	そ の 他	２	２
	喪失・盗難等	４	０
	合　計	１０３	７

＊　一次事象として整理

令和７年１月８日集計　（速報を含むため、変動の可能性あり）

令和６年高圧ガス事故　事故原因分類

	事故原因大分類	発生件数
高圧ガス関係事故	腐食管理不良	１９
	締結管理不良	5
	シール管理不良	7
	製作不良	4
	施工管理不良	3
	設計不良	2
	点検不良	8
	誤操作・誤判断	3
	その他	２４
	合　計*	７５

主な原因として腐食管理不良が、３割弱を占める

操作基準類、情報伝達の不備等ソフト面が原因の事故もあり

新たに事故発生原因に追加：
システム障害・サイバー攻撃

＊調査中等を除く

令和7年1月8日集計（速報を含むため、変動の可能性あり）

高圧ガス事故による人身事故の推移（県）

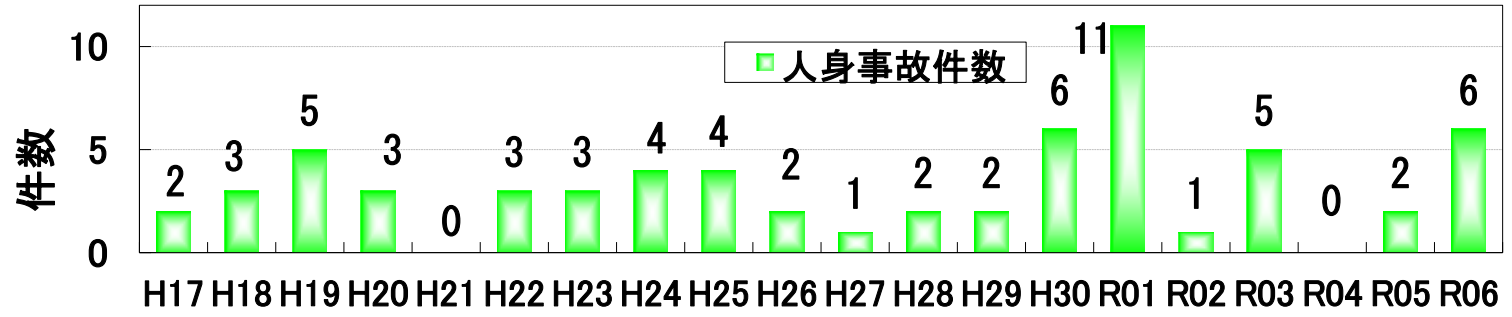

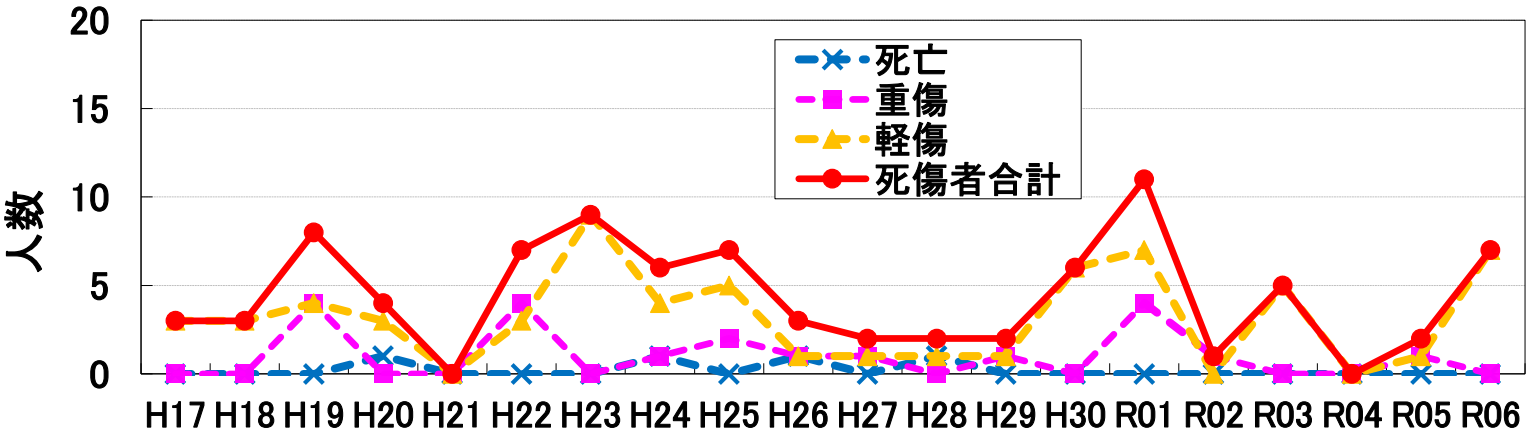

令和６年の人身事故の件数は、６件

令和７年１月８日集計　（速報を含むため、変動の可能性あり）

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

令和６年 高圧ガス事故による人身事故

	事象	事故分類	概要
事故（軽傷）	噴出・漏えい	製造事業所（一般則）	ローリー車への荷役作業後、充填弁を閉止せずにホースを外したため、液化窒素が漏えい作業員１名が負傷。
事故（軽傷）	噴出・漏えい	製造事業所（一般則）	アンモニアの空ボンベの縁切り作業時、袋ナットを緩めて床に仮置き後、キャップを取り付けようと持ち上げたところ、アンモニアが噴出し作業員の左目に被液した。
事故（軽傷）	噴出・漏えい	製造事業所（コンビ則）	液化塩素の受入作業中に蒸発器周辺から塩素が漏えいし、作業員１名が塩素を吸引したもの。
事故（軽傷）	破裂・破損等	販売所	調整器が接続されない状態で酸素ボンベのバルブを急激に開けた瞬間、マニホールドのホースが破裂し、作業員１名が擦り傷を負った。
事故（軽傷）	噴出・漏えい	製造事業所（一般則）	アセチレン容器が、何らの原因により火にあぶられたことにより、安全弁より噴出。軽傷者２名。
事故（軽傷）	破裂・破損等	消費先	圧縮アセチレンガス容器から逆火防止装置等を経由してつないだホースが破裂した。作業員１名がやけどを負った。

事故発生原因：誤操作、操作基準不備等が大半

令和７年１月８日集計 （速報を含むため、変動の可能性あり）

発生状況から得られる教訓・参考情報

1．設備の経年劣化による事故が多発
制作・設計の不良を原因とした事故が発生

→　**設備管理の見直し・対策の強化**

- 老朽化した設備の点検項目の見直し
  （外面腐食による事故発生リスクの増加など）
- 設備に合わせたメンテナンスの実施
- 設備更新の計画策定

2．誤操作や操作基準不備等による事故が発生

→　**保安教育の徹底・技術伝承による人材育成**

- マニュアル類の整備（定期的な見直し）
- 作業手順の操作員への周知徹底
- 事故対応訓練の充実

事故発生時の通報について

事故発生時の通報等について

事象、物質・物性、発生箇所、程度（拡大の恐れ、周辺への影響など）、発生時の状況（現場で何か起こったか、何をしていたか）、応急措置の内容、人的・物的被害の有無・・

・これらの情報が「すぐに」「正確に」把握できるとは限らない
・明らかである場合を除き、現場での事故等該当性判断に迷い

➡　まず行政あて通報・相談をお願いします
（保安の観点から）覚知したら　通報（連絡）　＋　現場対応

連絡先　**異常現象**：
事業所　➡　消防署　➡　県消防保安課（防災本部）

高圧ガス事故等（コンビ地域）：
事業所　➡　【令和７年４月１日から】**（横浜市・川崎市）消防局 ※**

※ 所内で規定している通報先一覧等の更新、関係従業員等あて周知徹底をお願いします。

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

発生時の通報等について

【令和７年４月１日～】高圧ガス事故等（コンビ地域）通報先詳細

- 高圧ガス事故等が発生した場合、下記連絡先へご連絡ください。
- また、休日夜間※に発生した事故については、翌開庁日に速やかにご連絡ください。

※開庁日の８時３０分～１７時１５分以外の時間

- **人的被害**及び**火災危険等**があり**緊急**を要する場合は、**１１９**番通報してください。

（１１９番通報した場合であっても、各市消防局の高圧ガス担当へあわせてご連絡ください。）

横浜市の事業所	⇒	横浜市消防局予防部保安課火薬・ガス保安係 TEL：０４５－３３４－６４０７
川崎市の事業所	⇒	川崎市消防局予防部保安課高圧ガス担当 TEL：０４４－２２３－２７５８

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

高圧ガス事故の判断

高圧ガス事故かどうかの最終的な判断は行政が行います。

事故かどうか判断に迷う場合は、まずは行政に連絡してください！

コンビナート等保安規則の一部改正について

法令改正について

施行　令和７年４月18日

設備の点検・異常確認時の措置
（コンビナート等保安規則第５条第２項第５号）

改正前

高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ一日に一回以上頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて行うこと。

改正後

高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて行うこと。

法令改正について

制定　令和７年４月17日

試験研究施設における軽微変更工事の具体化（内規の新設）

法第14条第１項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事として、一般高圧ガス保安規則第15条第１項第５号等で掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」について、その具体的な要件や手続き等に係る運用を示す内規を新たに制定する。

対象とする試験研究施設

（１）事物、機能、現象等について新たな知見を得ることを目的とするもの
（２）利用可能な知見の新たな応用を考案することを目的とするもの

経済産業大臣が軽微なものと認めたもの

（１）試験研究施設における変更工事
（２）届出に係る要件
（３）あらかじめ都道府県知事等への届出

→ あらかじめ所管する行政へ確認してください。

経済産業省HP
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/04/20250417.html